

1 実施計画の基本事項

平成29年3月に策定された「第2期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」（以下、「第二種計画」という。）に基づき、令和元年度までのニホンジカの生息状況・被害状況のモニタリング結果や捕獲の状況等を踏まえ、令和3年度の管理事業（個体数調整、被害防除対策、生息環境整備）について、次のとおり年間実施計画を策定する。

(1) 管理事業の実施区域

県内全域

(2) ゾーニングによる管理

標高差が大きい地形的特質を踏まえ、管理事業の実施区域を次のとおりゾーニングする。

- ・農林業ゾーン : 標高1,000m未満の地域
- ・共生ゾーン : 標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区以外の地域
- ・生態系保全ゾーン : 標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区に含まれる地域

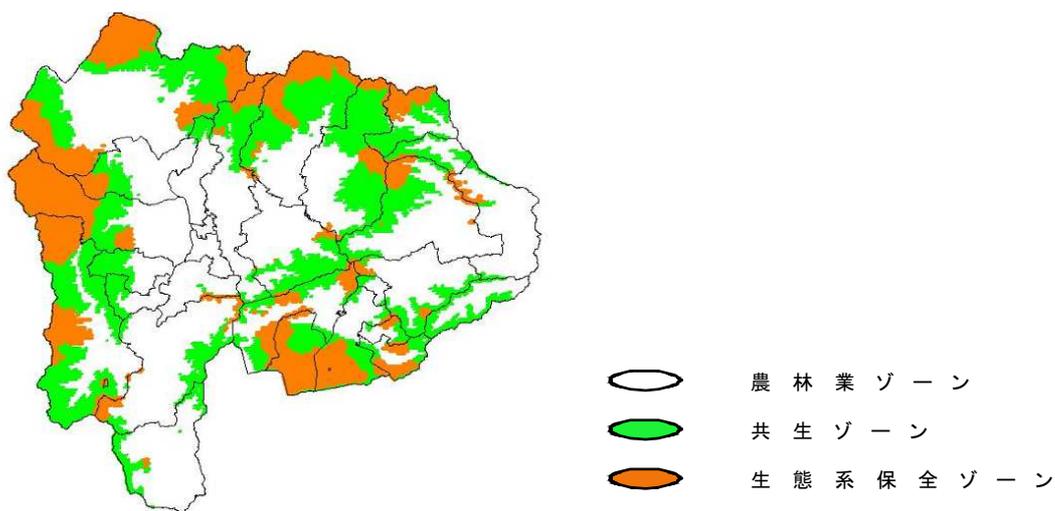


図1 管理事業の実施区域のゾーニング

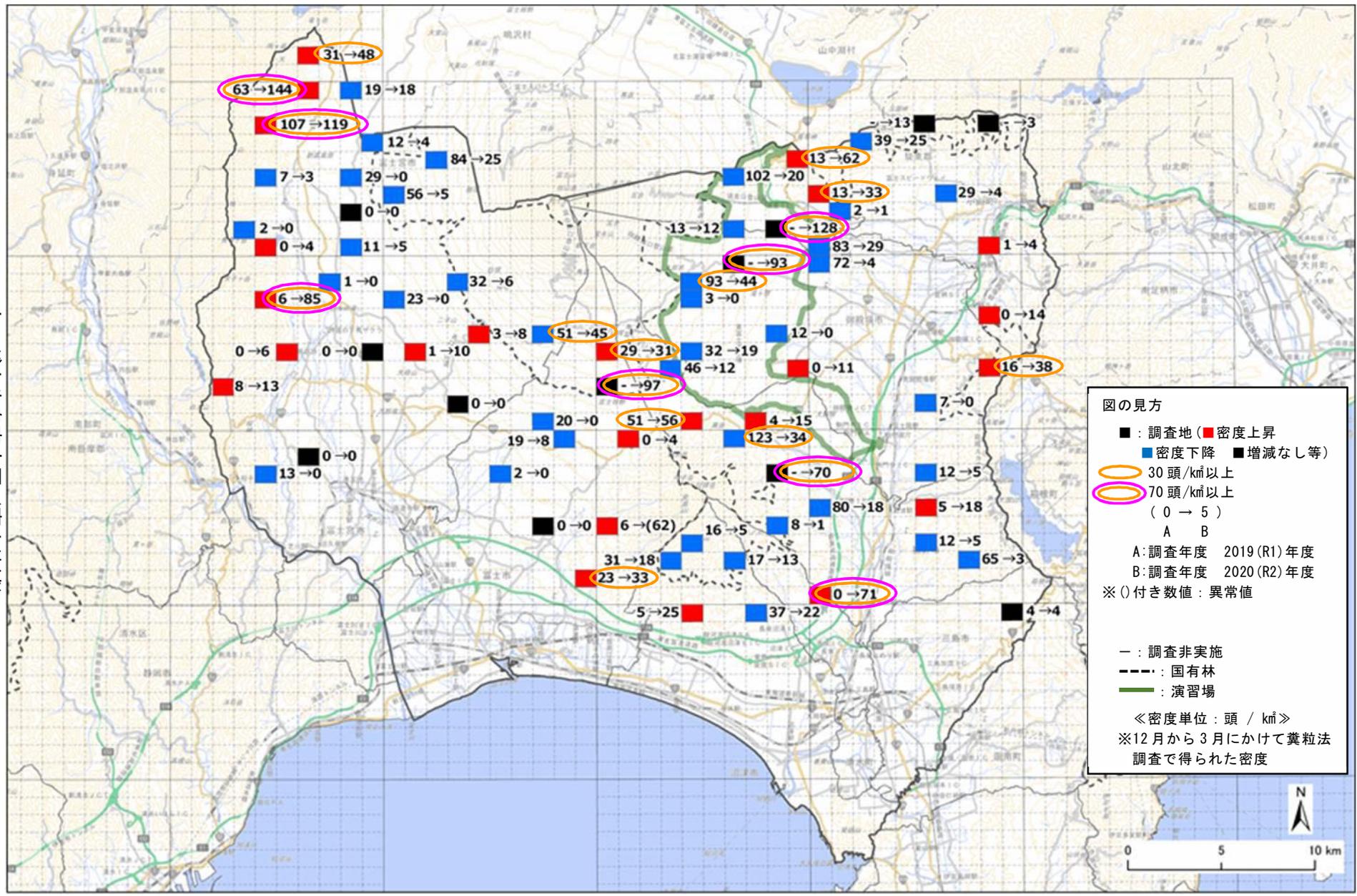
2 年間実施計画の執行状況

(1) 個体数調整

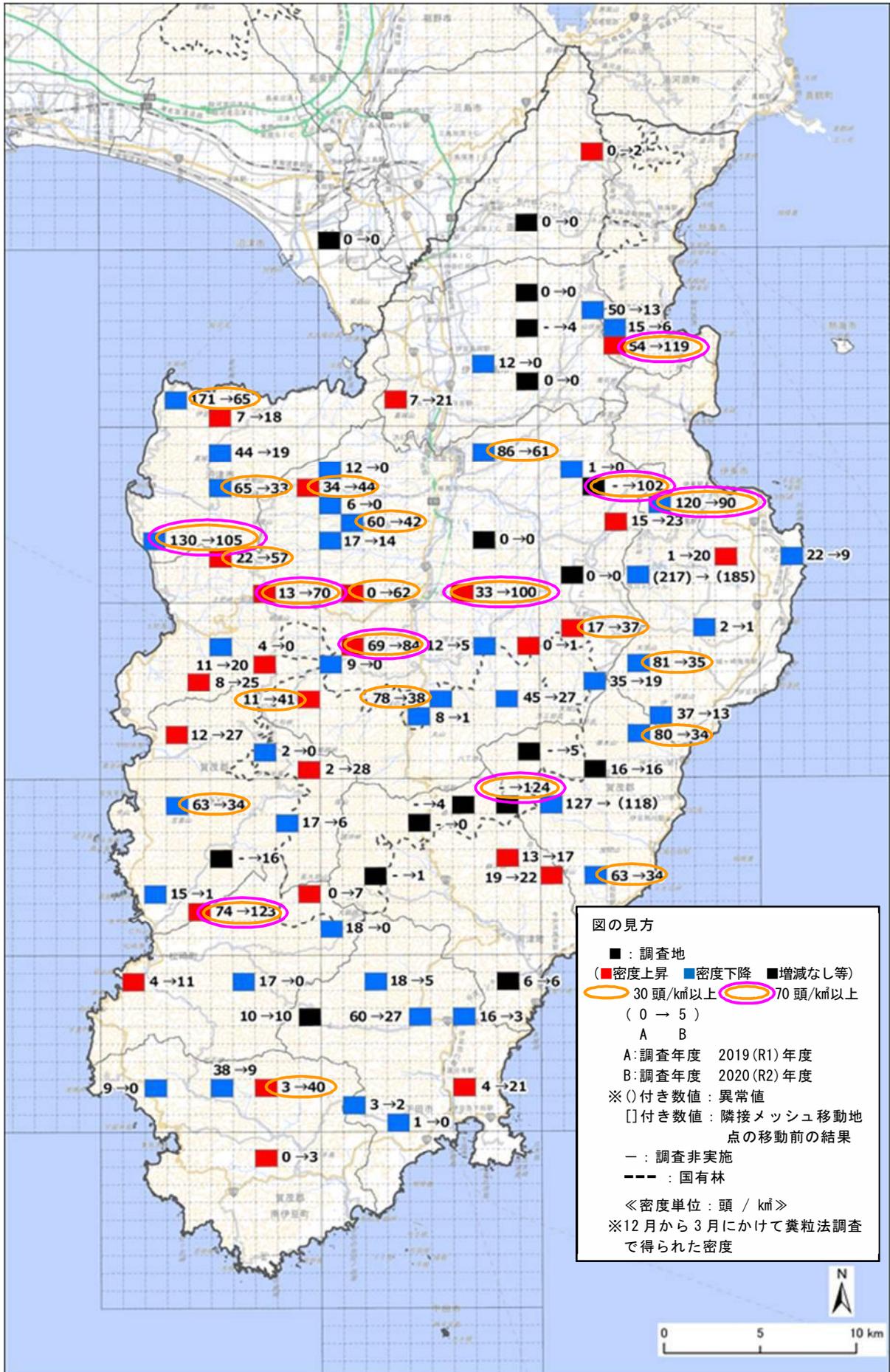
令和元年度は、農林業ゾーンにおいて、市町村等により6,810頭の管理捕獲を実施した。

共生ゾーン及び生態系保全ゾーンにおいて、県等により5,154頭の管理捕獲を実施した。

また、有害捕獲の653頭、狩猟の3,970頭の捕獲を加え、合計で16,684頭と過去最高の捕獲頭数となった。



令和2年度 ニホンジカ生息密度図（伊豆地域）



ニホンジカ生息密度図（伊豆地域）